

札幌国際大学後援会 会則

第1条 本会は札幌国際大学後援会と称し、事務局を札幌国際大学内に置く。

第2条 本会は、札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部（以下「大学という。」）に在籍する学生の保護者又は保証人をもって組織し、学生及び教職員の各種活動を支援し、併せて大学の充実発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 学生の課外活動に対する支援
- (2) 学生の就職活動に対する支援
- (3) 学生の福利厚生にかかわる支援
- (4) 教職員の研究活動に対する支援、及び教学に必要な施設・備品の整備に対する支援
- (5) その他本会の目的達成に必要と認められる事業

第4条 本会に次の役員を置く。

会長 1名、 副会長 1名、 理事 若干名、 会計監事 1名、
顧問 1名、 幹事長 1名、 幹事 若干名

- 2 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。
- 3 顧問は大学学長又は短期大学部学長とする。
- 4 幹事長及び幹事は、大学教職員をもって充てる。

第5条 役員任期は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。また、会議の議長をつかさどる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の運営に必要な事項を審議し、会務をつかさどる。
- (4) 会計監事は、本会の会計を監査する。
- (5) 顧問は、重要会務につき諮問に応じる。
- (6) 幹事は、会務執行の実務をつかさどり、幹事長が執行実務を統括する。

第6条 本会の会議は役員会とする。

- 2 役員会は、毎年1回以上定期的に開催し、予算決算、事業計画、役員選任、会則の改正その他重要事項につき審議、決定する。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。但し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 役員会で審議決定された予算決算・事業報告等、必要と思われる事項については、大学広報誌又はホームページに掲載し会員へ周知する。

第7条 本会の経費は、会費、入会金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は月2,000円、入会金は3,000円とする。

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

この会則は、昭和44年4月1日から施行する。

この会則は、平成21年4月1日から施行する。